

## 〈デマンド交通「ひまわりタクシー」の運行見直しについて〉

デマンド交通「ひまわりタクシー」の利用者アンケート結果から

- ・料金の値上げをせずに現状のままでよい
- ・待ち時間の短縮
- ・直前での予約

上記、3つの要望が多くあった。

アンケート結果を踏まえ、茨城第一交通(株)及び丸金タクシー(有)と協議をし、次のことおり「ひまわりタクシー」の運行体制を変更することとする。

### ○実施時期

令和8年4月1日

### ○予約受付時間の変更

〈現行〉

乗車日の2日前から、当日運行時刻の1時間前まで  
ただし、8時、9時の便については前日の17時まで

〈変更後〉

乗車日の2日前から、当日運行時刻の30分前まで  
ただし、8時の便については前日の17時まで

↓

「直前での予約」と「待ち時間の短縮」を図る。

### ○運行車両の変更

〈現行〉

ワゴン型 2台、セダン型 4台

〈変更後〉

ワゴン型 1台、セダン型 5台

↓

ワゴン車をセダン車に変更することで、小回りがきくようになることや、シルバーカー等の荷物を積みやすくなり、利便性を高め乗車率向上を図る。

## 那珂市デマンド交通運行事業計画改正案 新旧対照表

改正案（新）	改正前（旧）
那珂市デマンド交通運行事業計画 ( <u>令和8年4月1日改正</u> )	那珂市デマンド交通運行事業計画 ( <u>令和7年4月1日改正</u> )
3 運行期間 <u>令和8年4月1日～令和9年3月31日</u>	3 運行期間 <u>令和7年4月1日～令和8年3月31日</u>
7 運行車両及び台数 (1) 運行車両 <u>ワゴン型1台、セダン型5台</u> （タクシー事業との併用は可とする）	7 運行車両及び台数 (1) 運行車両 <u>ワゴン型2台、セダン型4台</u> （タクシー事業との併用は可とする）
1 1 利用方法 (1) (略) (2) (略) (3) 予約は乗車日の2日前から、当日運行時刻の <u>30分前まで</u> とする。 ただし、 <u>8:00</u> の便については前日の午後5時00分までとする。 (4) (略) (5) 利用者は予約の取り消しまたは変更がある場合は、当日運行時刻の <u>30分前まで</u> に運行事業者へ連絡するものとする。ただし、 <u>8:00</u> の便については前日の午後5時00分までに連絡するものとする。	1 1 利用方法 (1) (略) (2) (略) (3) 予約は乗車日の2日前から、当日運行時刻の <u>1時間前まで</u> とする。 ただし、 <u>8:00、9:00</u> の便については前日の午後5時00分までとする。 (4) (略) (5) 利用者は予約の取り消しまたは変更がある場合は、当日運行時刻の <u>1時間前まで</u> に運行事業者へ連絡するものとする。ただし、 <u>8:00、9:00</u> の便については前日の午後5時00分までに連絡するものとする。

## 那珂市デマンド交通運行事業計画

(令和8年4月1日改正)

1 事業主体 那珂市

2 運行主体 道路運送法第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（限定事業者を除く）で、法第4条の一般乗合旅客自動車運送事業の経営許可を有する那珂市内の事業者

3 運行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 運行区域 那珂市内全域及び水戸市内・ひたちなか市内の指定する乗降場所

5 運行日及び運行時刻

○運行日：月曜日から土曜日（ただし国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く）

※12月29日から1月3日までは運休とする（年末年始）

○運行時刻：午前8時～午後5時までの10便（1時間単位）

※1日当たり10便（最大6台／便）とする

便名	出発時刻	便名	出発時刻
第1便	8:00	第6便	13:00
第2便	9:00	第7便	14:00
第3便	10:00	第8便	15:00
第4便	11:00	第9便	16:00
第5便	12:00	第10便	17:00

- ・上記運行時刻は目安であり、運行状況により前後する場合がある
- ・完全予約制で運行し、予約がない場合は待機とし、運転者の休憩時間に充てる
- ・天候等により安全に運行できない場合は運休とする

6 乗降場所 【那珂市内】登録者の自宅、公共施設、医療機関、金融機関、商業施設等

【水戸市内】水戸駅北口（降車のみ）、水戸京成百貨店  
(2か所)

【ひたちなか市内】勝田駅西口（降車のみ）、小松整形外科、はやかわクリニック、  
加瀬病院、小浜産科婦人科クリニック  
(5か所)

※利用は那珂市内での乗降、または那珂市内と水戸市及び那珂市内とひたちなか市にまたがる乗降に限る

※水戸市内・ひたちなか市内の各乗降場所間での乗車及び降車は不可

※水戸市～ひたちなか市間の直通乗車は不可

○別紙1：乗降場所一覧表のとおり

※大型施設等における乗降場所が分かるようにする

## 7 運行車両及び台数

(1)運行車両 ワゴン型1台、セダン型5台（タクシー事業との併用は可とする）

※ワゴン型車両の予備車はセダン型で可とする

旅客定員数

ワゴン型（旅客定員7名以上）

セダン型（旅客定員4名以上）

(2)運行車両には、市が用意する表示板による表示をするものとする。

表示内容：区域乗合「那珂市デマンド交通ひまわりタクシー」

表示場所：車両の両側面

材 質：マグネットシート（30cm × 65cm）

(3)運行車両は、任意保険に加入していることとする。

※上記車両は、すべて運行事業者が用意するものとする。

## 8 利用者の条件

(1)那珂市内に住所を有するもので、利用者登録をしている者。

(2)1人で乗降可能な者。（1人で乗降できない場合は、介助者が同伴すれば乗車可とする。）

(3)那珂市内に住所を有しないもので、(1)のうち1人で乗降できない者の介助者として同伴乗車することがやむを得ないと認められるもので、利用者登録をしている者。（利用は6乗降場所（市外における登録者の自宅を除く。）にて指定する乗降場所並びに被介助者の自宅での乗降、かつ介助者として同伴乗車する場合に限る。）

(4)その他那珂市内に住所を有しないもので、市が必要と認め、利用者登録をしている者。（利用は6乗降場所（市外における登録者の自宅を除く。）のうち、市があらかじめ定めた乗車区間に限る。）

(5)営利目的での利用ではないこと。

(6)小学生以下の児童のみの利用ではないこと。ただし、適応指導教室（那珂市教育支援センター内）へ通室のための利用は除く。

## 9 利用料金

・利用券による支払いとする。（事前に利用券を購入する。現金での支払いは不可とする。）

・料金の金額は、1回の利用につき次のとおりとする。

### 【那珂市内の利用】

大人（中学生以上）	300円
小学生（必ず保護者同伴のこと）	100円
障がい者及びその介助者	100円（割引料金）
未就学児（必ず保護者同伴のこと）	無料
適応指導教室へ通室の小・中学生	100円

### 【那珂市内と水戸市またはひたちなか市をまたがる利用】

大人（中学生以上）	600円
小学生（必ず保護者同伴のこと）	200円
障がい者及びその介助者	200円（割引料金）
未就学児（必ず保護者同伴のこと）	無料

- ・割引対象となる障がい者は次のとおりとする。
  - ①身体障害者福祉法の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者（1～5級）
  - ②療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者（Ⓐ・A・B）
  - ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、精神障害者福祉手帳の交付を受けた者（1・2級）
  - ④介護保険法の規定により、要介護認定を受けた者
  - ⑤指定難病特定医療費受給者証の交付を受けた者
- ・割引対象となる障がい者とその介助者が同乗する場合は、障がい者1名の乗車につき、介助者を1人に限り割引料金を適用する。
- ・利用券販売場所　　那珂市役所都市計画課  
那珂市役所瓜連支所  
デマンド交通車内（利用予約時に併せて予約）

## 10 利用者登録

- ・利用者は原則として次に定める所定の方法により利用者登録を行うものとする。

### 【利用者登録の方法】

利用者は「利用者登録申請書」をもって、次の何れかの方法により利用者登録を行うものとする。（様式はホームページからもダウンロード可）

- ①持参の場合：那珂市役所建設部都市計画課へ持参
- ②郵送の場合：〒311-0192　那珂市福田1819-5  
建設部都市計画課都市計画グループへ郵送（郵送料は自己負担）
- ・現地（自宅）確認後、登録者証を交付する。登録は隨時受け付ける。

## 11 利用方法

- (1)利用者が、運行事業者へ直接電話で予約するものとする。
- (2)予約受付時間は、月曜日から土曜日の午前8時00分から午後5時00分までとする。
- (3)予約は乗車日の2日前から、当日運行時刻の30分前までとする。  
ただし、8:00の便については前日の午後5時00分までとする。

### 【予約受付時の確認事項】

- ①デマンド交通の利用であること
- ②利用者の登録者番号、氏名及び住所、電話番号（自宅または携帯）
- ③利用する日及び時間（便）
- ④乗車する場所
- ⑤目的地
- ⑥利用券の車内販売の有無

- (4)利用者は、乗車の際に登録者証を提示し氏名及び行先を告げ、事前に購入した利用料金相当額の利用券にて運転者に支払う。
- (5)利用者は予約の取り消しまたは変更がある場合は、当日運行時刻の30分前までに運行事業者へ連絡するものとする。ただし、8:00の便については前日の午後5時00分までに連絡するものとする。

## 12 個人情報の取り扱い

- ・事業実施にあたり知り得た個人情報については、次のとおり取り扱うものとする。
  - ①市は利用者登録の受付及び登録者名簿の管理を行うものとし、事業実施にあたっては運行事業者に登録者名簿を使用させることができるものとする。
  - ②運行事業者は、登録者名簿から知り得た個人情報については、本事業の目的以外には使用しないものとし、その漏洩防止に努めるものとする。
  - ③運行事業者は、事業終了後に登録者名簿を市へ返還するものとする。

## 13 運行経費等

- ・運行に係る経費については、次のとおりとする。
  - ①運行経費 = 運転者的人件費、車輌整備費、燃料費等 × 運行台数  
※ 1台当たりの運行経費は、運行事業者が事業提案書に記載する見積価格とする。
  - ②予約受付及び配車業務に係る費用
  - ③電話回線使用等経費

## 14 事業実施に伴う運行補償金の範囲

- ・運行経費等について、市の運行補償金をもって充てる費用は次のとおりとする。
  - ①運行経費（運行経費から利用料金を差し引いた額）
  - ②予約受付及び配車業務に係る費用  
(会計年度任用職員時間額 × 従事時間 (8時間) × 運行日数)  
※ 2事業者共同で事業を実施する場合は、各事業者につき上記を 1 / 2 した額とする。
  - ③電話回線使用等経費  
(電話回線使用基本料金：事務用)

## 15 運行補償金の支払

- ・運行事業者は、当該月分に係る運行経費等について、運行日数等の算出明細書を添えて翌月 20 日までに市に請求する。市は内容を確認し請求後 30 日以内に支払うものとする。

## 16 実績報告等

- ・運行事業者は、事業実施月の翌月 15 日までに運行実績について電子データをもって市に報告するものとする。

## 17 事故等の対応

- (1)運行事業者は、運行業務上、交通事故・災害等その他非常事態が発生した時は、直ちにその旨を市に報告し、市の指示を受け、協力して事態の解決にあたるものとする。
- (2)交通事故が発生した場合は、当該車両及び運転者が所属する運行事業者がその一切の責任を負うものとする。

## 18 乗車に伴う禁止事項

- ・車内での携帯電話による通話、飲食及び喫煙

- ・飲酒してからの利用
- ・大きな荷物・長尺物の持ち込み（他の座席を塞がないこと）
- ・ペットを連れての乗車（介助犬は除く）
- ・小学生以下の児童のみでの利用（適応指導教室通室のための利用は除く）
- ・営利目的での利用
- ・通勤、通学での利用（適応指導教室通室のための利用のほか、市においてやむを得ないと認められる場合は除く）

#### 19 その他必要な事項

- ・本事業の実施にあたっては、運行事業者は道路運送法及び労働基準法その他関係法令を遵守するものとする。
- ・その他、本事業計画の内容に疑義が生じた場合、または本事業計画に記載のない事項が発生した場合は、市及び運行事業者が協議して定めるものとする。